

# 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」実施結果について

## 1 令和7年度事業における自己評価の状況について

|     |                       | 計画以上の事業を<br>実施できた<br>(A) 100%以上 | 計画どおり事業を<br>実施できた<br>(B) 100% | 概ね計画どおりに<br>実施できた<br>(c) 51%~99% | 計画どおりに進ま<br>なかった<br>(D) 11%~50% | ほとんど計画どお<br>りに進まなかった<br>(E) 10%以下 | 未<br>実<br>施 | 計   |
|-----|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-------------|-----|
| I   | DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進 | 14                              | 18                            | 3                                | 0                               | 0                                 | ※<br>2      | 37  |
| II  | 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実  | 2                               | 30                            | 1                                | 0                               | 0                                 | 1           | 34  |
| III | 被害者の自立に向けた支援          | 0                               | 20                            | 1                                | 0                               | 2                                 | 0           | 23  |
| IV  | 子どもの安全保障と支援           | 12                              | 12                            | 2                                | 1                               | 0                                 | 0           | 27  |
| V   | 市町村におけるDV対策の推進        | 0                               | 10                            | 1                                | 1                               | 0                                 | 0           | 12  |
| VI  | 被害者支援のための体制強化         | 7                               | 16                            | 1                                | 0                               | 0                                 | 0           | 24  |
|     | 計                     | 35                              | 106                           | 9                                | 2                               | 2                                 | 3           | 157 |

※No. 27, 28は令和3年度のみ実施

自己評価が「計画以上の事業を実施できた」・「計画どおり事業を実施できた」・「概ね計画どおりに実施できた」となっているものは、150事業となり、予定されている154事業（7事業は同施策のなかで実施）の内の割合は97.4%となり、概ね計画どおりの事業を実施することができました。

一方、「計画どおりに進まなかった」・「ほとんど計画どおりに進まなかった」となっているのは、No. 71, 83「生活再建支援事業等の充実」、No. 92「県や市町村等の相談機関の連携」、No. 117「市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進」の3事業となり、それぞれの施策ごとの課題を次年度に活かしていきます。

## 2 令和7年度までの取組並びに課題（主な取組・現状と課題）

### I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

#### 【取組】

市町村の窓口等への相談カードの常時設置や教育機関を通じた啓発物の配布、インターネットやSNSなどの活用等により、幅広く広報啓発を行った。また、若者を対象としたDV予防教育や教育機関を通じた人権教育により、DV予防教育の推進を図った。

#### 【現状と課題】

[デートDVやDVにあたる行為についての認識について]

- ・令和7年度に実施した「デートDV等に関する大学生意識等調査（以下、「大学生意識調査」という）」では、デートDVにあたる行為の認知度については、「交友を制限したりする」、「人の前でばかにしたり、傷つく言葉を言ったりする」等の精神的DVや、「デートの費用をいつも支払わせる」等の経済的DVに関する項目で、認知度が8割以下の項目（6項目）みられた。そのうち、令和2年度調査時には7割以下であった3項目について、認知度が約7割から7割台半ばまで上昇した。
- ・令和7年度に実施した「ちばインターネットアンケート調査（以下、「インターネット調査」という）」では、令和2年度調査時には8割以下であった2項目（「大声で怒鳴る」、「家計に必要な生活費を渡さない」）について、約9割まで認知度が上昇し、8割以下の項目は「他の異性との会話を許さない」のみとなった。
- ・デートDVやDVにあたる行為の認識について、若年層を対象とした調査で認知度が低いため、今後も若者に向けた予防教育のさらなる推進が必要である。また、県民からも各種基礎調査を通じて、DVやデートDV防止のための取組について、「学校等で生徒を対象として行うDV等の予防教育」について求められていることがわかった。

[DVに関する相談窓口の認知について]

- ・「知らない」と回答した割合は、大学生意識調査では5割台半ば、インターネット調査では2割台半ばとなっており、令和2年度調査と比較し、横ばいと改善がみられず、相談窓口の周知が課題である。若年層では、相談窓口よりも、身近な存在の人に相談する割合が高いことから、保護者や学校の先生など若年層に身近な存在の人に対する情報提供や相談窓口等を周知することも重要である。

### II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

#### 【取組】

- ・多様なケースに適切に対応するため、専門的研修やスーパービジョンの実施により、相談員等の資質向上を図った。
- ・保護命令制度の利用についての支援の充実のため、職務担当者被害者支援スキルアップ研修や各種会議等において、手続きに必要な法定知識の習得や情報提供等を行った。

- ・DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するため、社会福祉施設や民間シェルター等の一時保護委託先と連携し、必要に応じた一時保護を行った。

## 【現状と課題】

### 〔配偶者からの暴力の相談経験について〕

- ・令和6年度に総合企画部で実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（以下、県民意識調査という）」では、DVの被害経験があると回答した方のうち、「相談した」と回答した割合が約2割に留まった。内閣府の調査では、「相談した」と回答した割合は約5割となっている。実施年度や調査方法が異なるため、単純比較はできないが、全国と比較して相談に繋がらなかった割合が高い。また、「相談しなかった」、又は「相談しようと思わなかった」と回答した理由では、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」が上位となっている。
- ・大学生意識調査においても、交際相手からの暴力被害を受けた（受けたかもしれない）人のうち、「怖くて何もできなかった」、「誰にも相談しなかった」と回答した割合を合わせると、2割台半ばとなっており、その理由の上位3項目は、県民意識調査と共通している。また、相談窓口への相談よりも、身近な存在に相談する割合が高い。
- ・令和6年度に実施した「第68回県政に関する世論調査（以下、第68回県政世論調査という）」では、「DV被害等にあった場合のシェルター入所へのためらいの有無」について、約5割が「感じると思う」と回答し、その理由は、「集団生活をする必要がある」が6割で最も高く「行動に制限がある」、次に「携帯電話等の通信機器の使用に制限がある」が挙げられている。より多くの対象者に対して、入所による地域移行支援・自立支援を促進するため、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備していく必要がある。
- ・令和7年度に実施した「第70回県政世論調査（以下、第70回県政世論調査という）」では、相談機関に相談しやすくするための取組として、「電話、SNS、対面など、相談できる手段が複数あること」が最も高く、次いで「匿名で相談できること」、「土日・祝日にも相談できること」との回答が多く寄せられ、相談支援従事者からも、同様の意見が聞かれている。DVやデートDVの被害者が適切に相談や支援に繋がるよう、相談支援体制の整備を図る必要がある。
- ・県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談のうち、男性からの相談は、約2.6%となっており、令和2年度と比較して微増（+0.6ポイント）した。引き続き、男性DV被害者向け相談窓口の周知を図り、性別に関わらず相談しやすい環境づくりを進めていく。
- ・被害者支援における、加害者対策の取組についても、県として具体的な取組の検討を行っていく必要がある。

## Ⅲ 被害者の自立に向けた支援

### 【取組】

DV被害者の自立に向けた支援の促進のため、DV被害者への情報提供、自立支援講座の開催、住宅確保や職業訓練等を実施した。また、DV被害者への情報提供が適切になされるよう、各種会議において制度等について周知を行った。

## 【現状及び課題】

- ・一時保護所入所中及び退所後のDV被害者等を支援する生活再建支援事業等については、DV被害者の自立に向けた支援の充実のため実施していたが、利用実績はほとんどなかったため、入所者及び退所後のニーズを把握し、生活再建のために必要な支援が行き届くよう事業を展開する必要がある。
- ・DV被害者支援に従事する相談員や民間支援団体等からは、DV被害者側が避難のために、転居や転職、同伴児の転校等で生活拠点を強いられるが、住宅確保や転職後の就労継続等に課題を抱えるケースが多い点、さらに外国籍である場合には、言語や文化などの違いから転宅や就労の選択肢も狭められる点等が課題との声が聞かれており、今後も被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応をとることが必要である。

## IV 子どもの安全確保と支援

## 【取組】

DV対策と児童虐待防止の連携のため、児童虐待・DV防止啓発パンフレットの作成、DVや児童虐待に関する基礎知識や相談対応方法等を習得すること等を目的とした職務関係者研修の実施、「DV・児童連携強化のためのマニュアル（令和5年度）」の作成等の取組を実施した。また、両担当部署が出席する研修や会議の場において、連携のための取組が促進されるよう、情報提供等を行った。

千葉県困難な問題を抱える女性支援支援調整会議（協議会）等を活用し、各自治体においても庁内外の体制づくりを推進し、地域の資源を生かしたDV被害者支援が円滑に進むようが進むよう、働きかけを行った。

## 【現状と課題】

- ・女性サポートセンターへ一時保護されたDV被害者のうち、半数以上は同伴児伴して入所しており、DVを目撃したこどもに向けたケアが必要である。
- ・児童虐待対策とDV防止対策では、安全確保にあたっての優先順位の違い等から、円滑な連携が難しい面も課題であるが、DV及び児童虐待の未然防止、早期発見のためにも、互いの役割について理解を深め、積極的な連携が重要である。今後も各種会議や研修等を活用し、適切な連携が実践へと繋がるよう、意見交換の場を設け、実践からみえる課題点について手当していく必要がある。

## V 市町村におけるDV対策の推進

## 【取組】

市町村担当課長会議において、市町村DV防止基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター整備について働きかけた。また、各自治体のDV対策や女性支援に関する施策等の取組状況の共有、意見交換の機会を設け、市町村間の連携が図れるよう取組んだ。

## 【現状と課題】

- ・令和7年度末時点では、DV防止基本計画策定は53団体となり、ほとんどの自治体で策定が進んだ一方、配偶者暴力相談支援センターについては、新設がなかった。未設置の理由として、各市町村からは、人材確保や財源確保が困難であることが挙げられていることのほか、県配偶者暴力相談支援センターとの連携により対応できているという理由が挙げられている。なお、県では15箇所、市では5箇所と県内に20箇所設置されており、設置数は全国4位となっている。
- ・配偶者暴力相談支援センターが未設置の自治体においては、県配偶者暴力相談支援センターとの連携により対応できている面はあるが、市町村自ら設置することにより、DV相談証明書を自らが発行可能となる、DV被害者支援のワンストップ化が実現され、DV被害者にとって負担軽減に繋がることから、今後も市町村における設置の増加を目指して働きかける必要がある。

## VI 被害者支援のための体制強化

## 【取組】

- ・相談内容が複雑化・多様化し、よりきめ細やかな支援が必要とされることから、関係機関間の連携、女性サポートセンターの中核的機能強化、配偶者暴力相談支援センター機能強化のため、配偶者暴力相談支援センター連絡会議、地域別DV被害者等支援連絡会議等を開催した。
- ・DV等の相談を受ける相談員の専門知識の習得や資質向上を図るため、女性サポートセンターから各市町村への講師派遣、基本的知識の習得及び実践的な対応力の向上に結びつく研修の開催、男女共同参画センターによるスーパービジョン等を実施した。
- ・女性支援・DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、各団体の取組について把握する等し、今後も民間支援団体と連携・協同しながら、DV対策を推進することを目指した。

## 【現状と課題】

- ・DV被害者等への相談支援については、相談者の状況により求められる支援は様々であることから、豊富な専門的知見と支援経験を有し、柔軟な対応が可能な民間支援団体との連携が必要不可欠である。安全確保から自立の促進まで、DV被害者等のニーズに合わせた支援を行うため、引き続き民間支援団体と会議等を通じて情報交換を行い、連携・協同し事業を推進していくことが重要である。